



火災警報器設置 編

・足利、佐野、小山、各市では、この5月の末までに全ての住宅に火災警報器の設置が義務化されます。太田市、桐生市は既存住宅もすでに義務化されています。もちろん新築にあたっては全国ですでに義務化されているため問題ないのですが、現在つけていないあなたの家にも設置義務があります。設置場所についてはお住まいの市役所や消防署、もしくは我々、建築会社に相談する方が簡単だと思います。

また、今お支払している火災保険料が、本人の申告により1%～2%安くなります。このとき、ご購入頂いた警報器の保証書にある商品の型番の写しが必要になります。申告しなければそのままなのでご注意ください。

要するに！

- ・商品はホームセンターで売っている。
- ・取り付けは電池式ならば自分でできる。
- ・業者に依頼しても1個1000～2000円くらいで設置してくれる。
- ・設置場所は寝室、階段の上がったところ。
- ・部屋の壁際から60センチ以上離れた天井に設置等。
- ・普通の住宅で3～5個くらい必要。
- ・火災保険に影響。
- ・火災保険料、自己申告で下がる。
- ・申告には商品の型番写しが必要。
- ・より安心した暮らしができる。



より安心な緑カラーへ！



亀工房

<http://www.kame-kobo.jp>